

西播磨水道企業団告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和4年度・令和5年度における一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格及び登録申請について次のとおり定めたので、西播磨水道企業団の契約に関する規程（昭和48年管理規程第25号）第2条第2項及び第14条第1項の規定により告示する。

令和3年12月15日

西播磨水道企業団
企業長 篠崎 保伸

1 一般競争入札及び指名競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）による建設業の許可及び建設業者の経営に関する事項の審査を受けていること。ただし、経営事項審査は審査基準日から1年7か月以内のものに限り有効とする。したがって、入札公告前日及び西播磨水道企業団と契約する時点には、必ずその前1年7か月以内に経営事項審査の結果通知を受理していなければならない。
- (3) 建設工事入札参加資格申請者は、「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」の全てに加入していること。
- (4) 測量・建設コンサルタント及び地質調査等の業種にあつては、営業に関し法律上必要とする登録を受けていること。
- (5) 国税又は地方税等を滞納していないこと。

2 登録の有効期間

登録の有効期間は、令和4年度及び令和5年度（令和4年4月1日から令和6年3月31日まで）の2年間とする。

3 申請方法

インターネットを利用した電子申請

令和4年1月6日に西播磨水道企業団のホームページ（<https://www.nisisui.jp/business/bedding/sankatoroku.html>）に公開する「入札参加資格審査申請システム」のURLにアクセスし、西播磨水道企業団一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（Excel形式）及び提出書類（PDF形式）を申請期間中に登録すること。

申請手順等については、別添の「申請手順（概要）」を参照。

なお、相生市及びたつの市内に本店・支店、営業所等のある者については、事務所及び自宅にインターネット環境が整備されていない場合に限り、事前に相談の上、紙書類の持参による申請を認める。

4 申請期間

令和4年1月18日（火）から令和4年1月31日（月）まで

※ 入札参加資格審査申請システムは、受付期間中24時間利用可能
（メンテナンス等により、一時的に利用できない場合がある。）

5 システム利用料

1申請ごとにシステム利用料1,500円（税込）が必要。ただし、相生市及びたつの市内に本店・支店、営業所等のある者はシステム利用料無料。

入札参加資格審査申請システム内で、申請に必要な書類の提出（アップロード）後、表示される案内にしたがって支払うこと。

- (1) 建設工事と測量・建設コンサルタント等を申請する場合は、それぞれに利用料1,500円が必要。
- (2) 支払方法
 - ア クレジットカード決済
 - イ コンビニ払
 - ウ Pay-easy（銀行振込サービス）
- (3) 登録申請でシステム利用料を支払った場合、令和4年度及び令和5年度中の変更申請には、システム利用料は発生しない。
- (4) 電子申請した結果、認定されなかった場合であっても、システム利用料の返金はできない。
- (5) システム利用料は必ず申請期間内に支払うこと。申請期間外での支払は申請が無効になることがあり、返金もできないので注意すること。

6 提出書類

【建設工事】※ (1)を除き、全てPDF形式で提出すること。

- (1) 電子申請書「西播磨水道企業団 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【建設工事】」
- (2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
ただし、経営規模等評価結果通知書の審査基準日が、申請時点から1年7か月以内のもの
- (3) 許可証明書（又は許可通知書）
- (4) 工事経歴書
- (5) 技術者名簿
- (6) 営業所一覧表
- (7) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書
- (8) 国税（消費税含む）の完納証明書又は地方税の納税証明書
- (9) 委任状（支店等に委任する場合のみ）
- (10) 印鑑証明書
- (11) 資本関係・人的関係一覧表

【測量・建設コンサルタント業務等】※ (1)を除き、全てPDF形式で提出すること。

- (1) 電子申請書「西播磨水道企業団 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書【測量・建設コンサルタント等】」
- (2) 登録証明書
- (3) 業務経歴書
- (4) 技術者経歴書
- (5) 営業所一覧表
- (6) 営業経歴書
- (7) 財務諸表
- (8) 国税（消費税含む）の完納証明書又は地方税の納税証明書
- (9) 委任状（支店等に委任する場合のみ）
- (10) 印鑑証明書
- (11) 資本関係・人的関係一覧表

※ 相生市及びたつの市内に本店・支店、営業所等のある者は、上記に加えて、次の書類を提出のこと。

- (1) 営業所等の位置図
- (2) 市税の納税証明書（令和2・3年度の2年分）

7 変更等の届出（郵送可）

- (1) 申請登録された内容に変更が生じた場合は、速やかに変更事項が記載された変更届を郵送又は持参にて提出すること。
- (2) 申請登録された建設業の許可（コンサル業務の登録証明書を含む。）及び経営規模等評価結果通知書の有効期限内（建設業の許可及びコンサル業務の登録証明書は有効期間5年、経営規模等評価結果通知書は審査基準日から1年7か月以内のもの）に最新の写しを郵送又は持参すること。（申請登録された有効期限内に最新の写しが提出されなければ資格なし又は資格休止となる。）
- (3) 令和4年2月1日から令和4年3月31日の間に申請登録の内容に変更等が生じた場合は、郵送又は持参にて変更等の届出を行うこと。
- (4) 令和4年4月1日以降に申請登録の内容に変更等が生じた場合は、入札参加資格審査申請システムで届出ること。

8 その他

書類の提出については、別添の「令和4年度及び令和5年度一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査申請書類提出に当たっての注意事項」を参照すること。